



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 145 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
- 146 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 147 生活保護法による医療機関の指定(")
- 148 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 149 救急病院の認定 (医務課)
- 150 産業技術専門学院の授業料における加算額の設定 (労働政策課)
- 151 農作物共済、蚕繭共済の当然加入基準(経営支援課)
- 152 特定第2号漁業者の同意 (水産振興課)
- 153 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 154 " (")

○ 監査公表

- 監査公表第4号
- 監査公表第5号
- 監査公表第6号
- 監査公表第7号
- 監査公表第8号
- 監査公表第9号
- 監査公表第10号
- 監査公表第11号
- 監査公表第12号

告 示

和歌山県告示第145号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年3月30日まで縦覧に供する。

平成21年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成21年1月30日
- 2 名称

特定非営利活動法人わかば

- 3 代表者の氏名
尾崎尚雄
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県紀の川市粉河46番
- 5 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者等の働く場の保障や心のリハビリテーションをおこない、また、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、精神保健福祉についての啓発活動や精神障害者等の自立の促進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第146号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海南薬 21-13	スマイル温山荘前調剤薬局	海南市船尾365-19	平成 20.10.14

和歌山県告示第147号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南薬 35-20	スマイル温山荘前調剤薬局	海南市船尾365-16	平成 20.10.14

和歌山県告示第148号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指

定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成21年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定期年月日
社会福祉法人和歌山つくし会 つくし医療・福祉センター	岩出市中迫665	柳川敏彦	平成 21.2.1

2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定期年月日
調剤薬局花みかん はるる店	田辺市下屋敷15-9	高井章子	平成 21.2.1
日本調剤和歌山西薬局	和歌山市古屋60	小森忠直	平成 21.2.1

和歌山県告示第149号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 医療法人三車会貴志川紀和病院
- 所在地 紀の川市貴志川町丸栖1423-3
- 有効期限 平成24年1月25日

和歌山県告示第150号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第1項備考1の規定により、普通教室に空気調整設備を設けている産業技術専門学院の授業料の額に加算する額を次のとおり定め、平成21年4月1日から実施する。

平成21年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

普通課程 1人につき年額1,800円

ただし、この額を加算するのは、当該年度の4月1日において、普通教室に空気調整設備を整備している産業技術専門学院の普通課程の授業料とする。

和歌山県告示第151号

農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第16条第1項ただし書の規定により、農作物共済の当然加入基準を次のように定め、平成21年2月13日から施行する。

昭和61年和歌山県告示第43号(農作物共済、蚕繭共済の当然加入基準)は、平成21年2月12日限り廃止する。

平成21年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

共済目的	当然加入基準	適用地域

水稻	20アール	県内全域
麦	20アール	"

和歌山県告示第152号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成21年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
神谷一本釣加入区	由良町漁業協同組合の地区	主として一本釣を営む漁業(昭和62年和歌山県告示第178号において設定された漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち由良町漁業協同組合の地区に係る主として一本釣を営む漁業)

和歌山県告示第153号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成21年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 日時 平成21年2月25日(水)午前10時から
- 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地

和歌山県水産会館2階 第5会議室

3 被聴聞者

- (1) 氏名 古川泰正
- (2) 住所 和歌山県有田市宮崎町2338番地5
- (3) 漁業許可 瀬戸内海機船船びき網漁業
- (4) 許可番号 第173号・第174号
- (5) 船舶名 第10日の出丸(WK2-3472)
第11日の出丸(WK2-3473)

和歌山県告示第154号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成21年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成21年2月25日(水)午後1時から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地
和歌山県水産会館2階 第5会議室

3 被聴聞者

- (1) 氏名 木戸成樹
- (2) 住所 和歌山県有田郡湯浅町大字栖原515-5
- (3) 漁業許可 瀬戸内海機船船びき網漁業
- (4) 許可番号 第17号・第18号
- (5) 船舶名 第27大常丸(WK2-3547)
第28大常丸(WK2-3548)

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成20年12月15日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年2月13日

和歌山県監査委員 楠本 隆
和歌山県監査委員 足立 聖子
和歌山県監査委員 花田 健吉
和歌山県監査委員 原 日出夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日
和歌山県ふるさと定住センター	平成20年12月15日
和歌山県立新宮高等学校	"
和歌山県立新翔高等学校	"
和歌山県立みくまの支援学校	"
和歌山県串本警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成20年12月18日及び同月19日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年2月13日

和歌山県監査委員 楠本 隆
和歌山県監査委員 足立 聖子
和歌山県監査委員 花田 健吉
和歌山県監査委員 原 日出夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日
東牟婁振興局健康福祉部申本支所	平成20年12月18日
東牟婁振興局申本建設部	"
東牟婁振興局総務企画室	平成20年12月19日
東牟婁振興局健康福祉部	"
東牟婁振興局産業振興部	"
東牟婁振興局新宮建設部	"

2 監査の結果

(1) 指摘事項

東牟婁振興局申本建設部

不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率(70%~170%)が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正するとともに今後履行確認の検査を徹底されたい。

東牟婁振興局新宮建設部

不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率(70%~170%)等が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正するとともに今後履行確認の検査を徹底されたい。

(2) 懸案・改善事項

東牟婁振興局健康福祉部申本支所

生活保護費返還金の未収金については、平成19年度末で約857万円となっており、前年度末に比し約18万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

東牟婁振興局健康福祉部

生活保護費返還金の未収金については、平成19年度末で約748万円となっており、前年度末に比し約60万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

東牟婁振興局新宮建設部

平成19年度末における土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、約668万円で、前年度に比し約71万円減少している。

今後とも、県営住宅委託管理人とも連携し、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

(3) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第6号

平成20年3月17日付け監査報告第32号の行政監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年2月13日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 花 田 健 吉
和歌山県監査委員 原 日 出 夫

- 1 行政監査の対象
審議会等のあり方について
- 2 行政監査の結果に基づく措置

監 査 結 果 及 び 意 見

措 置 の 内 容

(水産振興課)
「県漁協組織緊急再編対策協議会」
平成19年度で漁業共同組合合併促進法の期限切れであり、廃止を検討されたい。

平成19年度末をもって廃止した。

(福祉保健総務課)
「県医療扶助審議会」
認定等の意見聴取の嘱託医制度があり、指導体制が充実しつつあるので、廃止を検討されたい。

平成20年4月1日付けで廃止した。

(森林整備課)
「県森林病虫害等防除連絡協議会」と「森林審議会」とは類似の役割等が見られるため、統合を検討されたい。

「県森林病虫害等防除連絡協議会」は、防除に関する全般的な事項について連絡協議し、地域住民の意見が十分に反映されるよう開催するものであり、当協議会で協議した事項のうち、防除区域の指定及び特別防除（空中散布）というリスクが高い防除方法に関する事等の重要事項についてのみ「森林審議会」で諮ることになっている。したがって、諮問事項について調整する側と諮問について答申する側となるため、2つを統合することはできないが、当協議会は、平成20年2月末日をもって委員の委嘱を終了、廃止した。

今後、より事業の実態に即した会議とするため、構成メンバーを見直した上、関係各団体の担当者レベルで会議を行い、必要な事項等を話し合うこととしている。

和歌山県監査公表第7号

平成20年11月10日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年2月13日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 花 田 健 吉
和歌山県監査委員 原 日 出 夫

1 那賀振興局

(1) 監査実施年月日 平成20年9月29日

(2) 監査の結果

建設部

不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率（70%～170%）が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正するとともに今後履行確認の検査を徹底されたい。

健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金（元利合計）については、平成19年度末で約1,015万円の

未収金となっており、前年度末に比し約87万円の減少となっている。

今後も、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成19年度末で約531万円となっており、前年度に比し約100万円減少している。

今後も、紀の川市及び岩出市の福祉事務所との連携を図りながら、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

産業振興部

過年度分の登記事務促進については、「未登記事務処理計画」にのっとり、事務処理を進めているところであるが、平成19年度末現在、116筆が未登記として残っている。

これらの処理の促進については、現地に対応する公図が混乱している状況等もあり処理が困難な面は否定しがたいが、現在紀の川市及び岩出市において実施している地籍調査事業との連携を図り、農業農村整備事業と併せて行うなど手法を駆使し、未登記処理の促進に努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

建設部

平成20年度からの不動産登記等業務委託については、業務委託先の社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対して、契約内容の確認及び加減率等適用の説明責任を促すとともに、成果品については担当職員との相互確認の履行を徹底しているところである。

健康福祉部

ア 未収金については、電話や文書、夜間訪問等により償還指導・徴収を実施しているところである。

また、新たな滞納ケースの発生防止のため、厳正な貸付けの徹底をさらに図るとともに、今後も未納者の状況把握に努めながら適切な債権管理に取り組んで参りたい。

イ 未収金については、生活状況が厳しく生活保護を受けながら返還している者も多いため、定期的な分割返還を勧奨していくとともに、連絡の取れない者についても所在調査等を行っているところである。今後とも、紀の川市、岩出市等関係機関との連携を密にし、未収金の早期整理に努めて参りたい。

産業振興部

過年度における未登記処理については、紀の川市及び岩出市において実施している地籍調査事業との

連携を図るとともに、県単独事業の登記事務促進対策事業を活用しながら未登記処理を行っているところである。

平成8年度末で185筆の未登記が、平成19年度末までの11年間で69筆の処理を完了し、現在116筆となっている。

また、広範囲な地図訂正を必要とする紀の川市平野字日向谷地区については、平成18年度から平成21年度までの4年間をかけて登記事務促進対策事業を実施することとしている。

地図訂正が完了すれば、未登記116筆の内76筆の解消に目処が立ち、大幅な進捗を見込むことができる。

今後も引き続き登記事務促進対策事業の活用、並びに各市地籍調査課との連携を図りながら未登記処理を実施して参りたい。

2 紀北県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成20年9月29日

(2) 監査の結果

県税の未収金については、滞納整理に努力された結果、平成19年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約2億1,530万円と、前年度に比し約4,432万円の減少となった。

今後とも、継続的な交渉、資産調査の徹底等により滞納者の現況把握に努め、特に悪質滞納者及び高額滞納者に対する優先的な取組を行うなど滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に一層努力され、債権管理に努められたい。

個人県民税については、収入率は上昇したが、税源移譲のため調定額が大幅に増加し、収入未済額もそれに伴い増加している。地方の自主財源を生かすうえからも、今後とも、悪質な案件については、地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を積極的に実施するなど、県税収入確保に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 対応方針

県税収入の確保については、収入未済額の削減を図ることが不可欠であることから、「紀北地域県税徴収対策本部」において、県税事務所の組織の力、徴収力の向上を図り、一層の税収確保を図ることを目的として、以下の徴収対策を策定し、組織をあげて取り組むこととする。

イ 徴収目標、行動目標及び措置

(ア) 収入未済額を前年度比5%削減する。

(イ) 目標徴収率を95.1%(対前年度比+0.3%)とする。

(ウ) レッドカードの送付等の催告をより効果的なも

のに改善するとともに、財産調査の早期着手と徹底、捜索・タイヤロックの活用、財産差押えの強化等の滞納整理を進める。

- (エ) 督促状を発送した後、速やかに電話催告を実施する。
- (オ) 滞納案件について迅速・的確な整理方針を立て、計画的に各種調査を進め、差押え等の滞納処分や差押え物件の公売、並びに執行停止に積極的に取り組み、早期の整理・完結を目指す。
- (カ) 個人県民税については、引き続き、地方税法第48条の規定による直接徴収及び職員派遣制度の活用による併任派遣に取り組み、市町と協働で徴収確保を図る。
- (キ) 高額・困難滞納事案については、特別滞納事案の指定を受けるなど、税務課との連携を強化し、協力を得ながら滞納整理を進める。
- (ク) 職員を専門研修や一般研修に積極的に参加させるとともに、職場内研修を活用し、徴収に係る知識及び技術の向上並びに組織全体の力の向上を図る。

和歌山県監査公表第8号

平成20年12月3日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年2月13日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 花 田 健 吉
 和歌山県監査委員 原 日 出 夫

1 和歌山県税務所

(1) 監査実施年月日 平成20年10月29日

(2) 監査の結果

県税の未収金については、組織的な体制の整備を図り滞納整理に努力された結果、平成19年度末における収入未済額（個人県民税を除く。）は約7億5,167万円と前年度末に比し、約1億250万円の減少となった。

今後も、継続的な交渉や広範かつ徹底した資産調査等により滞納者の現況把握に努め、特に高額滞納者に対する優先的な取組に重点を置くなど滞納整理の強化を図るとともに、税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税の未収金（大口で悪質なもの）については、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく、県の直接徴収を継続実施する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 基本方針

- (ア) 本年は、国から地方への税源移譲が実施されて2年目となることから、自主財源としての県税収入の役割の増大を十分認識し、公平・適正な賦課徴収に努める。
- (イ) 現年課税分の未納案件への早期対応及び高額未納者への集中的対応を基本方針に据え、定例の対策会議により進行管理の徹底を期するとともに、計画的・効果的な滞納整理に努め、未収額の縮減に全力を尽くす。

イ 具体的対策

- (ア) 徴収目標の設定
 今年度目標収入率については、対前年度決算比0.2ポイントアップの97.2%に設定する。
- (イ) 滞納整理の促進
 現年課税分の未納案件への早期着手に努め、高額未納者について、広範かつ徹底した財産調査を行い、差押・公売等の法的措置を確実に講じる。
- (ウ) コールセンタータイムの実施
 課税件数の多い現年の自動車税徴収対策として、期間を定め、全職員による一斉電話催告を行う。
- (エ) 個人住民税の徴収対策
 市町から前年度を上回る件数の徴収引継ぎを受け、直接収納を実施する。また、市町と定期的に徴収対策に関する協議を行う。

2 有田振興局

(1) 監査実施年月日 平成20年10月30日

(2) 監査の結果

健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金（元利合計）については、平成19年度末で約302万円の未収金となり、前年度末に比し約18万円の減少となっている。

今後も、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成19年度末で約1,124万円となっており、前年度末に比し約106万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

建設部

土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成19年度末で約743万円となっており、前年度に比し約84万円増加している。

今後とも未収金の回収に向け、連帯保証人への督促、法的措置の適用等あらゆる手段を行使されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金の措置状況については、新規未償還金の発生を防止するため、貸付けに際しては厳正な審査を行い、申請者、連帯保証人が同席のうえ面接を実施し、貸付けの趣旨及び連帯債務についても確認を行っている。

また滞納者に対しては、個別訪問や夜間訪問を行い償還促進に取り組んでいるが、更に償還強化月間を定め集中的に課をあげて償還促進に努めて参りたい。

今後とも母子寡婦福祉資金貸付金については、母子寡婦世帯の実情を考慮しつつ適切な指導を行っていく。

イ 生活保護費の不正受給の防止については、「不正受給防止対策周知事業」として位置づけ、毎年受給世帯に対して訪問面接により制度の周知徹底に努めている。

生活保護費の未収金の整理については、家庭訪問や追跡指導に努めるなど償還促進に取り組んでいる。

また、生活困窮等の訴えもある中で引き続きねばり強く納付指導を行い、未収金整理に努めていく。

建設部

土木使用料(公営住宅)の未収金については、本人及び連帯保証人に対する督促並びに法的措置の適用により滞納整理体制を強化したところである。今後ともさまざまな方策を本庁と協議し、なお一層未収金の回収に努める。

2 紀中県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成20年10月30日

(2) 監査の結果

県税の収入確保について、平成19年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は、約1億200万円と前年度に比し約1,429万円の減少となっている。

また、個人県民税については、悪質な案件を地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく徴収引継ぎを関係市町から受けるなど、努力の結果、徴収率が、前年度に比し2.7%改善されているが、税源移譲により、約8割調定額が増加し、その結果、未収額は約39百万円増加している。

今後とも、継続的な交渉、資産調査等の徹底により、滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な滞納整理を実行し、収入未済額の縮減に一層努力され、厳正な

債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 地域県税徴収対策本部の設置

平成20年度においても県税事務所長を地域本部長とする地域県税徴収対策本部を設置し、具体的な徴収目標や行動目標を設定した徴収対策を策定して徴収確保に取り組んでいるところであるが、今後とも一層の滞納整理の強化に努める。

また、県下合同滞納整理強化月間においては、夜間の納税窓口を開設するなどの追加対策を実施している。

イ 個人県民税徴収対策

既に地方税法第48条の規定に基づく直接徴収に着手しているが、今後も管内各市町とより一層の協力的体制の強化を図り、技術的支援等、各市町の実情に合わせた徴収対策の実施に努める。

3 伊都振興局

(1) 監査実施年月日 平成20年10月31日

(2) 監査の結果

建設部

ア 不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率(70%~170%)が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正するとともに今後履行確認の検査を徹底されたい。

イ 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成19年度末で約303万1千円となっており、前年度に比し約26万7千円増加している。

今後とも、連帯保証人への督促、法的措置の適用等により未収金の回収に努めるとともに、さまざまな方策を本庁と協議しながら進められたい。

健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成19年度末で約750万円の未収金となっており、前年度末とほぼ同額である。

今後とも、戸別訪問等徴収に向けた取組を積極的に行い、組織的な債権管理に努めるとともに、新規未償還金の発生防止のため、貸付時における償還指導を徹底されたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成19年度末で約253万4千円(1名1件)となっている。

今後とも、橋本市との連携を図りながら、債権管理を徹底し、未収金の整理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

建設部

ア 平成20年度の不動産登記等業務委託については、平成20年9月26日付け事業進行課長通知（公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務単価表における加減率の適用について）に従い、「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づき加減率の適用のある項目については、地域区分及び難易度による加減率を適用するとともに、業務の完了について報告があったときは、履行確認の検査を徹底しているところである。

イ 土木使用料（公営住宅）の収入未済額については、「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」に沿って、電話督促や夜間徴収、保証人との接触・交渉等、あらゆる方法を組み合わせた滞納整理に努め、未収金の更なる削減を図るため取り組んでいく。

健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の新規未償還金の発生を防止するために、貸付申請時の審査の徹底及び申請者・連帯借り主・連帯保証人の同席面接を基本とした連帯債務の周知徹底、無理のない貸付金額の指導等を行っているが、今後も徹底して実施していく。

なお、滞納者については、早期からの電話・訪問による督促のほか、振興局に来所していただき、

償還計画の見直しや連帯保証人への接触を行っている。また、組織的な債権管理ということでは、強化月間を定め、課の職員二人一組体制で連帯借り主や連帯保証人を訪問し、集中的に償還指導に取り組んでいく。今後とも、健康福祉部全体の課題として、母子寡婦世帯の実情を考慮しつつ、適切な償還指導を重ねていく。

イ 債務者は本年6月に刑務所から出所後再び橋本市の被保護者となったが、まもなく体調不良で入院に至り、去る12月9日に死亡されたところである。

今後、親族に対し相続の意思確認を行ったうえで、適切な対応に努めていく。なお、出所後に返還された額は5000円となっている。

和歌山県監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について監査を執行し、和歌山県知事に勧告していたが、その勧告に基づく措置について通知があったので、同条第9項の規定により公表する。

平成21年2月13日

和歌山県監査委員 楠本 隆
和歌山県監査委員 足立 聖子
和歌山県監査委員 花田 健吉
和歌山県監査委員 原 日出夫

（通知文）

市町村第818号
平成21年1月19日

和歌山県監査委員 楠本 隆 様
和歌山県監査委員 足立 聖子 様
和歌山県監査委員 花田 健吉 様
和歌山県監査委員 原 日出夫 様

和歌山県知事 仁坂 吉伸

和歌山県職員措置請求に係る監査委員の勧告に対する措置について（通知）

平成20年12月1日付け和監委第103号「和歌山県職員措置請求に係る監査結果について（通知）」をもって勧告のあった住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査結果に対して、地方自治法第242条第9項の規定により、次のとおり通知します。

記

1 対象について

今回、監査委員から勧告を受けたものは、本件住民監査請求のうち、選挙運動用自動車の賃貸借に関する公費負担支出についてである。

2 選挙運動用自動車の賃貸借に関する公費負担支出について

平成19年4月8日付け執行和歌山県議会議員一般選挙において、選挙運動のために使用することを目的に岸本健候補とA社との間で車両賃貸借契約（以下「契約」という。）が締結された。

A社は、和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、当該賃貸借契約の契約金額である金137,700円を本県に対して公費負担請求し、本県は、A社に対し金137,700円を支出したもので

ある。

3 措置について

今回、監査委員から勧告を受けた選挙運動用自動車の賃貸借に関する公費負担支出については、契約の両当事者から公費負担額全額返納の申出があったため、公費負担を受けたA社に対し、公費負担額全額137,700円の納付書を送付したところ、A社は返納した。

なお、賃貸借契約の両当事者に対しては、当該公費負担に関する制度説明を行い、今後、制度の適切な運用をするよう求めた。

和歌山県監査公表第10号

平成17年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成21年2月13日

和歌山県監査委員 楠本 隆

和歌山県監査委員 足立 聖子
和歌山県監査委員 花田 健吉
和歌山県監査委員 原 日出夫

- 1 包括外部監査の特定事件
和歌山県立こころの医療センター事業会計の運営、管理状況に関する事項
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>報告書中 第2章 包括外部監査の結果 Ⅲ. 監査の結果 7. 未収金管理の状況 (2) 監査の結果 ④未収金の過大計上</p> <p>平成16年3月末の未収金残高について、翌期以降の入金状況の確認によりその金額の妥当性を検証したところ、41,131千円の不明差額（過大計上）が含まれている。</p> <p>この差額内容につきセンターに調査を依頼したところ、請求時の資料提出漏れ等による平成14年度及び平成15年度の未回収額が5,160千円含まれていることが分かり、これについては再請求により順次回収される予定である。しかし、残る35,971千円については、過去から、基金等への請求時のチェックや査定増減等による診療報酬の金額修正を総勘定元帳の未収金勘定に反映させていないことによる差額が累積している可能性が高いとのことであるが、現時点では詳細は特定されていない。</p> <p>なお、不明差額について、同様の方法により過去2年間に遡り試算したところ、平成14年度で3,980千円、平成15年度で3,349千円増加していた。この数値から推測すると、概ね毎年3百万円前後の差額が生じていたと考えられ、過去10年程度に亘り累積している可能性が高い。</p> <p>なお、査定等による未収金修正額は、平成16年度以降はその都度処理している。平成16年度決算手続終了により不明差額の正確な数値が確定した際には、不適切な事務処理がなかったか十分な調査を実施した上で、適切な措置を行うことが必要である。</p>	<p>未収金の過大計上額について関係帳票等に基づき詳細調査を行った結果、過年度の未回収額が、6,048千円含まれており、これについては、平成16年度中に回収した。残る29,923千円のうち、保険種別の変更の際等の減額調定の未処理に係る調定誤りによるものが23,682千円存することが判明し、平成18年度に特別損失として減額処理を行っている。</p> <p>残る6,241千円については、高額療養費制度の適用誤りによるものであり、本来、自己負担分として徴収すべきところ、市町村負担分と誤認して調定していたものであることが判明した。対象者58名から、「時効の援用申立書」の提出を受け、平成18年度（38名4,927千円）及び平成19年度（20名1,314千円）において特別損失処理を行っている。</p> <p>未収金の過大計上の防止に向けて、基金等への請求時の金額精査を徹底するとともに、査定増減等に伴って診療報酬の金額修正が必要となった場合には適宜処理を行うことで、請求額・収納額・未収額の整合性を確保し、不明な未収金の発生を防止することとしている。</p>

和歌山県監査公表第11号

平成20年4月1日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成21年2月13日

和歌山県監査委員 楠本 隆

和歌山県監査委員 足立 聖子
和歌山県監査委員 花田 健吉
和歌山県監査委員 原 日出夫

- 1 包括外部監査の特定事件
過年度の包括外部監査に関する是正措置の状況について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査結果（指摘事項）	措 置 の 内 容

第2章 包括外部監査の結果と意見

I. 和歌山県住宅供給公社

5. 会計上の誤り(指摘)

(1) 仮払金及び未払金の過大計上

「千旦団地4・5・6号棟バルコニー手摺取替及び床防水工事」に関して、工事の中間払いとして、11,420千円を仮払いしているにもかかわらず、期末に仮払分も含めて28,872千円を未払計上している。このため、仮払金及び未払金が11,420千円過大計上となっており、今後このような誤りが発生しないように留意する必要がある。

(2) 未成原価仮勘定の処理(指摘)

未成原価仮勘定とは、宅地の造成後に発生する諸費用に備えて概算で予定原価を計上したものである。平成18年度末における未成原価仮勘定のうち、しもつ・夢タウンについては分譲が終了しており、今後は分譲に係る諸経費の追加発生は見込まれないと考えられるため、当該勘定を取り崩すべきである。

また、西庄・夢タウンについても、側溝の改修費の見積もり相当額を計上しているとのことであるが、分譲されていない区画は2区画のみであり、改修費の全額を住宅公社が負担することにはならないと考えられるため、住宅公社の負担となると見込まれる改修費相当額のみ計上し、残額については取り崩すべきである。

(3) 貸倒引当金(指摘)

平成17年度までは、長期分譲住宅未収金であって回収困難なものについて個別引当がなされていたが(8,377千円)、平成18年度に当該債権に関する最終配当がなされ、回収可能性が完全になくなったため、当該貸倒引当金を全額取り崩す処理を行っている。

しかしながら、長期分譲住宅未収金は他にも存在しており、平成18年度末においても36百万円の残高が残っている。当該未収金については、これまでのところ順調に返済がなされており、正常債権であるとのことであるが、同種の債権につき貸倒れの事実が発生している以上、当該正常債権に対して貸倒実績率に基づく貸倒引当金を計上する必要がある。

(4) 雑損失について(指摘)

住宅公社において雑損失が発生しているが、平成15年度～平成18年度に分譲事業における販売経費が雑損失として処理されている。しかしながら、分譲事業自体は、現在もなお住宅公社における主要な事業であり、「原価計算基準」等に照らして考えるとこれらの費用は事業原価としてとらえるべきである。

なお、延納損金については、異常な状態を原因とする価値の減少と認められるため、現状どおり雑損失として処理すべきである。

仮払金及び未払金の過大計上については、平成19年度において訂正しました。

今後は、このような誤りがないうよう本田壽秀公認会計士と顧問委嘱契約を結び確認強化に努めている。

住宅公社の負担となると見込まれる改修費相当額分を除いた未成原価仮勘定を、平成19年度決算で取り崩している。

長期事業未収金の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒実績を踏まえた一定率(過去3年間の貸倒実績率)による引当金を平成19年度決算から計上している。

現在、分譲事業を行っている団地の販売経費等については、平成19年度決算から分譲事業原価としました。ただし、地方住宅供給公社会計基準(基準第32原価計算の方法)により既に分譲事業が終了している団地の整備費用等については、これまでどおり雑損失として処理している。

和歌山県監査公表第12号

平成20年4月1日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成21年2月13日

和歌山県監査委員 楠本 隆

和歌山県監査委員 足立 聖子

和歌山県監査委員 花田 健吉

和歌山県監査委員 原 日出夫

1 包括外部監査の特定事件

和歌山県の公有財産の管理に関する財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査結果(指摘事項)	措置の内容
第2章 包括外部監査の結果と意見 II. 個別調査 2. 行政財産 (6) 水産試験場 (指摘) 物品の管理状況について 重要物品について現物は確認できたものの現物管理に不備が見られるものがある。 シールが貼られていないものについては、現物照合の際に	シールにつきましては、包括外部監査員から指摘のあった翌日に添付しました。また、他の重要物品につきましても台帳とあわせてシール貼付の有無を確認している。

支障をきたすと考えられるので早急に貼付を行う必要がある。

故障中につき使用できないものについては、そのままでは何の役にも立たないのであり、修理を行って今後も使用するのか、新機種への買い替えを行うのか、廃棄するのか、今後の方針を明確にする必要がある。

また、重要物品の「管理課」の記載が、「増養殖試験場」から「水産試験場」に変更されていないものが多数見られた。この点に関して、組織の統合等が行われた場合には管理換えをすることが必要とのことであり、全て水産試験場に管理課を変更する必要がある。

(指摘) 公有財産台帳への記載漏れ

水産試験場にある施設のうち、沈殿槽、沈砂槽、浄化槽が附属物として記載されていなかった。これらは附属物にあたるので台帳への記載が必要である。

(8) 交通センター

(指摘) 公有財産の管理状況について

公有財産台帳に記載されている公有財産の現況を確かめたところ、財産(建物乙)については、運転免許課新宮分室が使用していた物置が10年ほど前から新宮警察署にあり、その所属が交通センターから新宮警察署に事実上委ねられているが、県警察庁舎管理規程上、必要とされている所属換えの手続がなされていなかったため、速やかに手続されたい。

3. 普通財産

(5) 紀南福祉エリア用地

(指摘) 公有財産台帳の記載不備について

公有財産台帳に那智勝浦町市屋の土地について、取得価格及び登記年月日の記載がなされていなかった。

本件土地は、国民年金保養センター用地から所管換された土地であるが、前の所管からこれらの情報を引き継いで記載をすることが必要である。

(6) 元医科大学附属病院

(指摘) 公有財産台帳の記載不備について

公有財産台帳を確認したところ、登記年月日、取得年月日、取得価格について一部記載がなされていなかった。

公有財産事務規程別記第19号様式(その1)によれば、登記年月日、取得年月日、価格について記載を求めており、早急に調査の上記載する必要がある。

(7) 職員会館

(指摘) 公有財産台帳の記載不備について

公有財産台帳の土地欄において、取得年月日、取得価額、登記年月日に係る記載が漏れていた。換地処分等によって、当初取得に関する情報が不明確となったものと思われるが、過去の経緯について整理をした上で記録しておくことが必要である。

故障中の重要備品(原子吸光分光光度計・日立操作電子顕微鏡)につきましては、平成20年3月27日付で廃棄処分を行っている。

重要物品の管理換えの手続を完了し、重要物品以外の備品につきましても、平成20年12月2日付で手続を完了している。

農林水産総合技術センター水産試験場より当課に報告があり、財産台帳へ平成19年9月27日付で記載済みである。

平成19年11月27日付で新宮警察署に所属替え済みである。

記載不備については、平成20年3月31日付で修正済みである。

経緯調査の結果、判明した内容に基づき、公有財産台帳の記載事項を平成20年3月17日付で修正している。

経緯調査の結果、判明した内容に基づき、公有財産台帳の記載事項を修正している。